

[研究報告]

## 不知火海沿岸地域出郷者の〈水俣病〉経験の形成過程

向 井 良 人

Formation process of experience for movers from Shiranui coast as Minamata disease victims

Yoshito MUKAI

### 和文抄録

1950年代から60年代は、集団就職列車に象徴されるように、義務教育を終えた若者が地方から都市へ就職した。そして低賃金で働きながら高度経済成長を支えた。同じ時期、不知火海沿岸地域では、チッソ水俣工場の廃水による汚染と水俣病の顕在化により生計を断たれる人々が相次ぐ。そしてこれらの人々もまた家族・親戚や知人を頼り、職を求めて関西や東海へ出郷していく。1968年9月に政府が公式に水俣病を公害と認めたその1年半後には、高度経済成長を象徴する日本万国博覧会が大阪で開幕する。同じ1970年の大阪では、チッソの株主総会を機に「大阪・水俣病を告発する会」の支援者が不知火海沿岸からの出郷者、関西在住の水俣病患者と出会う。やがて出郷者は水俣病の認定申請を行うと共に「患者の会」を結成し、県の検診と長期の保留あるいは棄却処分に対し、国賠訴訟の原告団を形成していく。本稿は聞き書きなどをもとに、この事例における出郷者の意識の変化を追う。

キーワード：出郷、水俣病、関西訴訟、語り直し

### I 緒言

水俣病事件で最初の損害賠償請求訴訟が熊本地裁に提訴されたのは1969年である。これは後に「第一次訴訟」と呼ばれる<sup>1)</sup>。2022年8月時点で、熊本・鹿児島両県で認定<sup>2)</sup>された水俣病患者は2,284人（熊本県1,791人、鹿児島県493人）である<sup>3)</sup>が、1969年時点で水俣病患者として認定されていたのは116人（熊本県111人、鹿児島県5人）で、後の認定患者数と比較すれば水俣・芦北地域の中でも限られた存在であった<sup>4)</sup>。水俣・芦北の対岸の御所浦（熊本県）や獅子島（鹿児島県）でも健康被害は発生していたが、政府が水俣病を公害と認めた当時においても「水俣病隠し」の圧力が集落を覆い<sup>5)</sup>、これらの島々から水俣病患者としての認定申請はなく、したがって水俣病患者としての行動もない。

そうした状況にあって、不知火海の汚染で生計を閉ざされた人々の中には、日本万国博覧会（1970年開催）の景気に職を求めて関西方面へ移住した例もある。そして曲折を経て1982年に熊本県外の患者による初めての国家賠償請求訴訟「チッソ水俣病関西訴訟」（以下、「関西訴訟」）が大阪地裁に提訴される。この訴訟は1995年の政治解決を拒否して係争を続け、数ある水俣病裁判の中で唯一、国と熊本県の責任を最高裁で確定させた。本稿は、この関西訴訟において、不知火海沿岸地域の出郷者がどのような社会関係の中で水俣病被害者としての行動を獲得したか、その経緯を明らかにする。それと同時に、水俣病事件において訴訟が果たしている機能、訴訟に見出されている意味についても考察する。

## Ⅱ 方法

本稿のアプローチは、文献その他の資料を用いた事例研究である。高度経済成長期の人口移動を背景に持つ水俣病関西訴訟の事例を中心に、当事者の役割意識の変化に着目しながら、環境破壊と排除、そして異議申し立ての重層性を捉え直す。本稿で考察の中心となるのは「チッソ水俣病関西訴訟」原告団のリーダーとなる2人の人物、岩本夏義と川上敏行の語りとその変化である。この2人については、木野茂と山中由紀による詳細な聞き取り（木野・山中2001）<sup>6)</sup>が出版されており、本稿は基本的に同書に依拠しながら証言を追う。

人は状況を意味づけ、その意味に基づく行動が次の状況を導く。行為は相互作用となり、相互作用は組織化されて制度となる<sup>7)</sup>。社会のダイナミズムはその不断の過程として捉えることができる。個人の過去もまた「いま・ここ」で語り直されることにより維持され、社会的事実と接続されている。それゆえ、個人のライフヒストリーを通じて社会を捉える試みも可能となる。

桜井（1995）がピーター・バーガーを引用して述べているように、過去は再解釈によって絶えず変化する。つまり、ライフヒストリーは現在の準拠枠によって再構築される。

過去の出来事は語り手の意味解釈をとまなう経験となって記憶され、その経験が語りの時空間をふくむ現在の状況に関連して語られる。いわば過去の出来事は語り手の経験として第一次的な変形を受け、語りの行為によって第二次的な変形を受ける。そして調査者／研究者を通して提示されるライフヒストリー・テキストとして第三次的な変形を受けている。私たちが素朴に過去の出来事として提示したり、主体の主観的な意味や解釈と理解するものなかに、こうしたプロセスがはらまれていることを無視すべきではない。とりわけ、語りの行為とは、過去の出来事や体験を述べること以上に〈いま—ここ〉を主体が生きることであるという視点は、ライフヒストリー研究においては忘れてはならない点である。人はたしかに客観的な経歴をもつが、ライフヒストリーとして語られるような自分の人生についての秩序だった筋書きをあら

かじめもっているわけではない。（桜井 1995: 228）

上記引用にもあるように、口述のライフヒストリーには聞き手が介在する。インタビューという相互行為は、語り手にとって過去を再解釈する契機となる。

自己の表出は、たんなる自己の内部のものを外部にさらけ出す表現行為ではなく、相互行為によって構築され創り出されるものであって、自己は固定的で安定的なものではない。インタビューは、そうした相互行為によって語りが生みだされる過程であって、それによってリアリティが構築され、同時に自己も構築されるのである。（桜井 2002: 214）

なお、過去の再解釈は本人にとっての現実と地続きである。「いま」と「ここ」に立ち上がっている日常生活としての現実には、ピーター・バーガーとトーマス・ルックマンによれば、日常会話によって自明性を維持していると同時に揺らいでもいる。

現実維持の最も重要な媒体は会話である。われわれは個人の日常生活を、彼の主観的現実をたえず維持し、変形し、再構成する、会話装置のはたらきのなかにみることができるとも知れない。もちろん、会話が主として人びとが相互に語り合うことを意味することはいうまでもない。（Berger and Luckmann 1966=2003: 230）

会話装置は現実を維持すると同時に、たえずそれを修正する。さまざまな項目が棄てられたりつけ加えられたりし、そのことによって、相変わらず自明視されている世界の一部が弱められたり他の部分が強化されたりするのである。こうして、これまで一度も問題にならなかったある事柄についての主観的現実が不確実なものになる。（前掲書: 231-2）

このように、過去あるいは現実の構成は多元的であり、語りを支えるリアリティは様々な位相をもつ。既知の事柄も枠組みと配置を変えること、いわば「ずらす」ことで新たな文脈を生成し、新たな気づ

きを導くことは、経験的に明らかである。それは芥川龍之介が「藪の中」で描いたように、事実認識の恣意性に向き合う営みである。

社会事象は語り直しによって「裂け目」あるいは「綻び」を増し、より混沌として豊かなテキストとなる。水俣病事件とは、まさにそのような巨大なテキストである。そのテキストは、新しい事実ばかりではなく、新しい文脈の発見に対しても開かれている。その混沌の中から救いを紡ごうとする、「経験の語り直し」に注目する。

### Ⅲ 事例

#### 1. 熊本・鹿児島からの出郷

##### (1) 不知火海の汚染と沿岸漁民の窮乏

チッソ<sup>8)</sup> 附属病院から水俣保健所に「奇病」発生が報告されたのは1956年5月のことである<sup>9)</sup>。この「奇病」が化学毒による食中毒であり、原因食品が水俣湾の魚介類であることは1957年の時点で明らかとなっていたが、津田(2014)が指摘するように、原因食品の規制ではなく病因物質の解明へと問題がすり替えられ、食中毒事件としての常識的な対応がとられないまま、汚染の被害は不知火海全域に拡大した<sup>10)</sup>。

1959年は水俣病事件に最初の幕が下ろされた年として知られる。7月に熊本大学研究班が「有機水銀説」を発表し、10月にはチッソ附属病院の細川一院長が工場廃水(アセトアルデヒド製造工程廃水)を使って猫に水俣病を発症させている<sup>11)</sup>。これに前後して、8月には水俣漁協からチッソに補償を要求するデモ、11月には更に大規模な不知火海漁協による補償要求デモ(大挙して工場に乱入し施設を破壊したことから新聞は「漁民暴動」と報じた)により、沿岸漁民の窮乏も報道されることとなった。当時唯一の患者組織であった「水俣病患者家庭互助会」もまたチッソに対して補償を要求するが、12月に互助会が「見舞金契約」<sup>12)</sup>に調印したことで、漁協に対する低額補償と共に、水俣病に関する「補償」は解決したとされた。この当時の状況について色川(2020a)は以下のように記している。

「当時、1メートルもある太刀魚が海いっぱい浮んでいた。沖までいっても、どこまでいっても視野からその白いものが消えなかった」

(田浦町漁協今島晴義氏談)。昭和33,4年(1958,9)ごろ、芦北町とか獅子島、御所浦島など水俣から数十キロ離れた海辺の村でも大量の猫がキリキリ舞いして狂い死んだ。やがて病気は豚や牛にもおよび、ついに人間の患者の大量発生となった。しかも死亡率は40パーセント、魚価は暴落し、漁民は全く活路を失うという状況に立ちいたった。(色川 2020a: 6)

上記引用に「死亡率は40パーセント」とある。当時は後にいわれる「急性劇症型」のみが水俣病患者として認知されており、しかも中毒ではなく「罹患」という捉え方である<sup>13)</sup>。有機水銀説を報じる地元紙の熊本日日新聞記事には「水俣病についてはさる28年の発病いらい70人がかかり、現在まで27人が死亡しており」とある(熊本日日新聞1959.7.16「水俣病／有機水銀が原因、熊大の研究班で結論」)。当時70人のうち27人が死亡したとすれば、死亡率は約40パーセントとなる。

有機水銀説が発表されてからもチッソ及び化学工業界からの反論は繰り返されており、それゆえ水俣病は生活者にとっては依然として「原因不明の奇病」の延長上にあった。他方で、原因食品が魚介類であることは周知となったことから、7月の有機水銀説発表後、水俣市鮮魚小売商組合は地元の魚の不買を決める。こうした状況にあって、前述のように8月には水俣漁協などによる大規模なデモが起こる。1959年8月6日の熊本日日新聞夕刊は「新日窒工場へデモ／漁民ら四百人が氣勢、水俣」「水俣漁協と鮮魚仲買商組合員約400人」という見出しでこれを報じている。水俣漁協の補償交渉は8月30日に斡旋案を受諾して終了するが、11月2日には国会調査団の水俣訪問にあわせて、水俣以外の不知火海漁民によるさらに大規模な行動が起こる。1959年11月2日の熊本日日新聞見出しには「漁民四千人のデモ、<水俣>／船団くんで上陸／国会調査団に苦境訴う」とある。色川(2020a)はその結末を以下のように記している。

不知火海漁協の当初の補償要求は22億円であった。それが交渉のたびごとに半減してゆき、12月16日、ついに損害補償額3,500万円(内1,000万円は工場に対する損害補てん費として差引かれる)、特別融資6,500万円の計1億円にまで値

切られた。(色川 2020a: 20-1)

被害民の唯一の戦闘力を備えた荒くれの漁協組織が、それ以後、みごとに患者運動との間にクサビを打込まれ、水俣病問題解決の行動力を継続するどころか、かえって目の前の利害のために”患者かくし”，患者圧殺に奔走する。長い長い不知火の海の沈黙がつづく。(色川 2020a: 23)

不知火海漁協の行動に続いて水俣病患者家庭互助会も11月末からチッソ正門前に座り込み、補償要求を始める。この後、12月30日に熊本県知事の仲介で調印されたのが後の第一次訴訟判決において公序良俗に反し無効とされた前述の「見舞金契約」である。

## (2) 集団就職、高度経済成長、公害

水俣に「奇病」が確認された昭和30年代は、地方の中学校卒業者が関西、中京、関東の工業地帯に集団就職した時期でもある。特に1963年からの3年間はいわゆる「団塊の世代」が中学を卒業し、1964年には「金の卵」が流行語となった。「集団就職列車」が運行された時期であるが、澤宮優は、集団輸送という形をとらずに就職した者も含めて「広義の集団就職」(澤宮 2017: 11)としており、「九州からの集団就職の赴任先は関西と中京が多数を占める」(前掲書: 38)と述べている。これは中学卒・高校卒についての記述であるが、木野・山中(2001)にもあるように、不知火海の汚染によって困窮した人々もまた、職を求めて関西・中京の工業地帯に移住している<sup>14)</sup>。

集団就職は高度経済成長と一体である。そして高度経済成長の代償として語られるのが公害である。1965年には阿賀野川で有機水銀中毒が確認され、「第二の水俣病」と報じられる。この「新潟水俣病」は1967年6月に提訴される。同年9月には四日市公害、翌1968年3月には富山のイタイイタイ病が提訴される。そして1969年6月に不知火海の水俣病<sup>15)</sup>が提訴されて、いわゆる「四大公害裁判」と呼ばれるようになる。澤宮(2017)は以下のように指摘する。

高度経済成長には繁栄の裏側に水俣病、四日市ぜんそくなど深刻な公害問題も生んだ。これらの問題と企業が雇用した集団就職の在り方は決

して無縁ではない。庶民を軽んじ、過剰に営利を追求する過程の中に、公害も集団就職も存在したことは事実なのである。(澤宮 2017: 236)

その高度経済成長期、1970年3月から9月にかけて大阪で開催された万国博覧会を、吉見(2005)は「所得倍増、高度成長の達成を確認する国家的儀礼」と評している。吉見によれば1965年の段階でテーマ委員会が示した理念は「さまざまな不調和を人間の知恵で乗り越えよう」と訴えるものであったが、万博協会の事務局はこれを「お題目」に留め、万博を壮大な「お祭り」として演出してゆく。

さらに問題は、この「お祭り」が、誰による、誰のための「お祭り」なのかであった。大阪万博は、岡本太郎が主張したような「驚きと喜びが混然と存在」する祭りではありえなかったのである。たとえば、原爆写真をめぐる一連のゴタゴタがある。テーマ館に計画された原爆展示は、政府や自治体から「なまなましすぎる」との横やりが入り、展示内容の変更を余儀なくされ、地方自治体館では、原爆や戦争に触れた展示物を一方的に館側が撤去する事件も起きた。日本館の歴史展示は、明治から現代へと飛び越えることで戦争の記憶を消去し、「GNP2位」の経済成長ぶりを前面に出していった。さらに、会場入口で署名とカンパを呼びかけた水俣の巡礼団には、協会側はカンパ・署名禁止の規則をタテにカンパする市民の手を押さえて制止までしている。(吉見 2005: 59)

上記引用で吉見が言及している「水俣の巡礼団」とは、7月に東京を出発して水俣へ向かう途上の砂田明ら「東京・水俣病を告発する会」(1970年6月発足)のメンバーである。水俣到着後に「浄財」の日時と金額を報告する場面が、土本典昭監督の記録映画『水俣——患者さんとその世界』(1971年公開)に収められており、そこに「万博では規制を受けましても(カンパの呼び掛けを)やり抜きました」という会員の声が入っている。この場面で砂田が朗読する自作の詩「起ちなはれ」には、「なにが高度成長や。なにが百年に一度の万博や」という一節がある。「わずか半年だけの儂い夢の『未来都市』を建設するために、ブルドーザーが次々に山を切り崩し、

谷を埋め、田畑や記憶の痕跡を消し去っていく。しかしそのことを批判的に取り上げたメディアの言論をこの時代にはほとんど見出せない」（吉見 2005: 76）という「万博景気」は、水俣病事件と重層的に結びついている。

### (3) 不知火海沿岸地域からの出郷

天草下島と水俣の間に位置する獅子島（鹿児島県）で漁師をしていた岩本夏義（1923年生まれ）は、漁と出稼ぎでは生活できなくなり、1963年に獅子島を出て家族と共に水俣へ移住する。建設会社に転職後、1968年6月にチッソ水俣工場の残渣プールで作中に倒れ、40日間意識不明となる。そして、この入院を機に水俣を離れる。岩本の次の職探しは万博開催を控えた大阪であった。

おれ、退院する前に一回、家に戻らんと大阪に来たんよ。とにかく怖くなったから、もう一歩でも早く水俣から逃げ出すために、就職探しに。水俣の職業安定所に行って失業保険をもらい、大阪の安定所に就職探しの手続きをしてもろたんや。3回目までは、安定所が交通費からなんかみてくれたよ。ちょうど大阪万博の前で準備の真っ最中やったから、水俣の安定所としては、大阪に行ったら職業には困らんでいう、あれがあったんちがう。（木野・山中 2001: 104）

「3回目までは、安定所が交通費からなんかみてくれた」とあるように、岩本は1回の職探しで簡単に就職できたわけではなかった。

どこでも、1日目は会社見学をさせるんや、一緒に。ところが、あくる日になって、どこの出身かを聞かれたときに、水俣です言うたら、もう明日まで待って下さい言われて、それっきりや。毎回、そんで戻っていきよったのよ。（木野・山中 2001: 104）

これについて、岩本の手記<sup>16)</sup>には以下のようにある。「水俣病の水俣」に対する忌避との出遭いである。

こんなことをしているうち、どうも水俣出身と

言うと工場の人の変な顔になり通知で不採用。ハッと気付いて本籍鹿児島県の戸籍を取り寄せ、友人高野君の紹介で港区にある大阪亜鉛メッキに入社することができた。その当時、いかに水俣病が嫌われたかははっきりわかる。もう二度と水俣とは言わないと覚悟した。（岩本 2021: 9）

水俣から関西への移住には、石油化学への転換に伴うチッソ水俣工場の人員整理という背景もあった。前述の岩本夏義と旧知の間柄であった水俣の川上敏行（1924年生まれ）は、岩本と同じ1968年にチッソ下請会社の転勤で大阪へ移る。この1968年5月にはチッソ水俣工場がアセトアルデヒド製造を終了し、9月には水俣病の原因（病因物質）をチッソの工場廃水に含まれるメチル水銀化合物と認める政府見解が発表されている（いわゆる「公害認定」）。前述したように1968年時点で既に新潟、四日市、富山で公害訴訟が提訴されていた。1959年に解決済みとされた水俣病事件は、これを境に公害事件として新たな局面を迎える。1968年の政府見解を受けて水俣病患者家庭互助会はチッソに補償を要求し、その厚生省斡旋案への対応をめぐって「一任派」と「訴訟派」に分裂する。そして翌1969年6月に訴訟派患者家族28世帯は熊本地裁に損害賠償請求訴訟を提訴する。

岩本も川上も、大阪へ移住する前から体の不調を抱えており<sup>17)</sup>、大阪でも水俣病の症状に苦しんでいた。岩本は体調を次のように語っている。

八幡プールで倒れて、大阪に出てきてからも、体の方はあんまし良うなかったよ。なんかこう、フラフラ、フラフラしとって、今にも倒れそうな、貧血状態みたいで、もう人の中に出んのがいちばん嫌いなほうやったん。しょっちゅう入院もしとったよ。（木野・山中 2001: 109）

しかし、岩本も川上も、当時はまだ水俣病の認定申請には踏み出していない。川上の場合は、体の不調を水俣病と結びつけることを明確に避けていた。川上の父親の後妻である川上（村野）タマノは1956年5月に劇症型の水俣病を発症し「第37号患者」として認定されているが、患者がそれほど身近であっても川上は互助会の活動に関わった形跡がなく、1968年当時も水俣病に背を向けている。以下は川上の語りである。

大阪に出てきてからしばらくは、水俣へはあんまり帰ってなかったんです。後添いの母親のことがあったから、水俣病というのにはこわ〜いというイメージが頭から離れんやっただでしょうが。そういう関係で、ほら、逃げるようにして、こっちへ来て、ああよかったな、水俣病から逃れて、家族で喜んだこともあるわけですから、その当時。(木野・山中 2001: 115-6)

ところが、だんだんと、自分にも症状が出るようになって……。こら、そうじゃないかなあて思ってたけども……。水俣にいたときからも、作中に倒れたり、トイレに行き倒れたりすることがあったんですけども、病院では神経衰弱や神経痛やて言われるし、わたし自身が恐ろしかったもんやから、できるだけ水俣病に結びつけようなかったわけです。(木野・山中 2001: 116)

天王寺から環状線に乗り換えるんですが、鶴橋か京橋辺りになったら、もう気分が悪くなって、体がガタガタふるえ出したり、頭痛がひどくなって……。こらあ、もたんと早めに下車して、ホームの水道の水で頭痛止めの薬を飲み、新聞を敷いて壁にもたれて座り込んだまま、じっと我慢しとるわけです。(中略) 1時間か2時間くらいして、ようやく立ち上がって、会社に電話して休みにしてもらい、家には、駅のホームに寝とるんやけど、もう気分がよくなったから帰って電話して帰ったりしてました。そんなことが月に5、6回くらい起こりました。それでも、水俣病とは思いつくかなかったわけです。もうそれじゃないと思いつんどったわけです。(木野・山中 2001: 116)

このように水俣病を遠ざけてきた川上だが、1970年か71年頃、不調に耐えかねて職場の健診医に水俣病の不安を相談する。だが、大阪の医師にとって水俣病は扱いかねる問題だった。

秋の健康診断があって、堺の病院から先生が来てくれたんで、先生、実はこうこうして、水俣病じゃなからうかと思つとるんですけども、て言うたんや。そしたら、いやあ、川上さん、水

俣病は大阪のどんな大きな病院でもわからんわて、こうつばねたから、それじゃ人間ドック入ってもわからんわて、ほんであきらめたわけ。(木野・山中 2001: 117)

岩本も、大阪の医師の対応については川上と同様のことを述べている。

当初は、大阪じゅうどこの病院に行ったかて、「水俣病ではないか」というようなことを少しでも口にすると、他の病院へ行ってくれということで受診を拒否されたんよ。生まれはどこですかと聞かれて、水俣ですというたら、ああ水俣の人は水俣に帰って検診してもらいなさいと、大阪ではそういう病気はやってませんと……。どこの病院に行っても、水俣病という病名すらつけてもらえず、申請のための診断書すら書いてくれないというような状態で……。(木野・山中 2001: 150-1)

岩本や川上が大阪に移住して3年後の1971年は、行政不服審査請求を経て水俣病患者として新たに認定された川本輝夫らがチッソを相手に「自主交渉」という直接交渉の運動を始めた年でもある。川本らは「自主交渉派」と呼ばれる。当時、訴訟と自主交渉が相俟つていわゆる「水俣病闘争」が注目を集めるが、この時点ではまだ、岩本も川上も水俣病患者としての認定を申請していない。つまり「水俣病患者になる」ことを選んではいない。

## 2. 出郷者と水俣病訴訟

### (1) 水俣病闘争と大阪

水俣病患者のための組織は1967年までは水俣病患者家庭互助会のみであったが、訴訟を起こした新潟の患者の水俣訪問をきっかけとして、1968年1月に「水俣病対策市民会議」(後に「水俣病市民会議」に改称)が発足した。会長は水俣市議の日吉フミコである。また、翌1969年4月には高校教師の本田啓吉を代表として熊本市に「水俣病を告発する会」が発足する<sup>18)</sup>。さらに同年9月には裁判を理論面から支援するために熊本大学の富樫貞夫ら「水俣病研究会」が活動を始める。水俣病研究会には、法学、社会学、医学などの分野から有志が集い、翌1970年には385ページからなるレポート『水俣病にたいする

企業の責任——チッソの不法行為』を発行する。

水俣や熊本を拠点にこれらの組織あるいは個人が直接・間接に患者支援に乗り出す中、関西にも支援の動きが波及する。発端は「東京・水俣病を告発する会」（1970年6月発足）の後藤孝典<sup>19</sup>が患者家族に提案した「一株運動」である。チッソの株券を購入して株主となり、大阪で開催される株主総会で会社幹部に直接ものを言おうという計画であった。そして万博の閉幕から2か月後の1970年11月、大阪厚生年金会館で開催されたチッソ株主総会に巡礼服姿の患者家族が支援者と共に乗り込む。その様子は土本典昭監督の記録映画『水俣——患者さんとその世界』（1971年公開）の終盤にも描かれ、水俣病闘争の劇的な場面として広く知られることとなった<sup>20</sup>。

そのチッソ株主総会に先立ち、大阪を訪れる患者家族らの受け入れ組織として1970年8月に発足したのが「大阪・水俣病を告発する会」（以下「大阪告発」）である。この受け入れ組織作りは、後藤孝典が「大阪・沖繩連帯の会（デイゴの会）」を主宰していた池田新に依頼して実現した<sup>21</sup>。そして、株主総会のために患者らが大阪へ来たとき、水俣の中学校を卒業後すぐ大阪に就職した女性が、患者らの宿舎に母親を訪ねてきた。その女性もまた小児性の患者であったことから、大阪告発のメンバーは大阪在住の水俣病患者の存在に気づく。これをきっかけとして、1972年には大阪告発による患者訪問が始まる。その活動は1975年の「関西水俣病患者の会」（後に「チッソ水俣病関西患者の会」に改称）の結成につながり、患者の会は「チッソ水俣病関西訴訟」原告団の母体となってゆく。

## (2) チッソ水俣病関西訴訟

第一次訴訟では1973年3月にチッソの過失責任を認める判決が出される。これに先立つ1月に弁護士は未認定患者ら141人を原告とする第二次訴訟を熊本地裁に提訴した。この第二次訴訟は1979年の判決後控訴審に移り1985年に高裁判決が確定するが、その間、弁護士は1980年に第三次訴訟を提訴する。この第三次訴訟は水俣病訴訟で最初の国家賠償請求訴訟で、第1陣から第16陣まで原告1,300人を超えるマンモス訴訟となった。また、熊本県外では、1982年に関西訴訟（大阪）、1984年に東京訴訟、1985年に京都訴訟、1988年に福岡訴訟と提訴が続く<sup>22</sup>。これらの訴訟のうち関西訴訟以外は「水俣病被害者・

弁護士全国連絡会議」（以下「全国連」。1984年8月結成）に属し<sup>23</sup>、1995年の政府解決策（いわゆる「政治解決」）を受けて翌1996年に4高裁4地裁で和解する。この政治解決を拒み、唯一継続したのが関西訴訟である<sup>24</sup>。

「チッソ水俣病関西患者の会」「チッソ水俣病関西訴訟原告団」「チッソ水俣病関西訴訟を支える会」など、関西の患者や支援者は「チッソ水俣病」の呼称を用いる。これは1981年の教科書検定で石牟礼道子の作品から「チッソ」の名を削除せよとの修正意見がついたことへの抗議の一環である。川本輝夫ら「水俣病患者連盟」は原因企業チッソの名を歴史に留めるべく臨時総会で「チッソ水俣病患者連盟」へと組織名の改称を決議し、関西の患者・支援者らもこれに呼応した<sup>25</sup>。関西の患者の会は認定申請にあたって川本らの「水俣病認定申請患者協議会」（申請協）を頼っていた<sup>26</sup>ことから、川本と関西訴訟の関わりは深い。1982年の「チッソ水俣病関西訴訟」提訴に先立ち、弁護士、患者、大阪告発の三者は1979年暮れに「水俣病法律問題研究会」を立ち上げて国家賠償請求訴訟の検討を始めた（木野・山中 2001: 173）が、各地の「告発する会」はこの提訴を疑問視して賛同しなかった<sup>27</sup>。しかし当時の川本は自らも国賠訴訟の提起を目指しながらそれを実現できずにいた<sup>28</sup>ため、関西訴訟に対して可能な限りの助力をしている。第一審で最初の証人も川本であった（川本 2006: 491）。

関西訴訟は29世帯36人を第1陣原告として、1982年10月、大阪地裁に提訴された。水俣病の国賠訴訟としては1980年提訴の第三次訴訟に続く2例目、熊本県以外で提訴されたいわゆる「県外訴訟」としては最初の事例である。その後、1988年の第6陣までを合わせて原告は59人となる（木野・山中 2001: 193）。大阪地裁の判決は1994年7月に出された。国・県の責任を認めず、原告らが水俣病であるか否かについては「確率的因果関係論」を採用し、原告の健康被害が水俣病による可能性を最高40%として慰謝料を算出した。この判決は原告のうち5人について水俣病の可能性を認めず、さらに原告12人は除斥期間<sup>29</sup>が経過し損害賠償請求権が消滅しているとして門前払いとした。提訴から12年目ようやく出されたのは、原告にとって理不尽極まりない判決であった。

この大阪地裁判決の翌年（1995年）、国・県の責

任を曖昧にしたまま一時金と団体加算金の支払いによって全国の水俣病訴訟を終結させる「最終解決案」が患者団体に提示される。患者団体は「苦渋の決断」を迫られ、前述のように「水俣病被害者・弁護士全国連絡会議」（全国連）は1996年に訴訟を取り下げる。こうして「水俣病の全面解決」が報じられる中、全国連に属さない関西訴訟原告団はこの「政治解決」を拒み、1995年12月から控訴審に臨んだ。唯一の水俣病訴訟となったことで、支援の層は厚みを増している<sup>30)</sup>。その控訴審では新たに病像論が焦点となる<sup>31)</sup>。大阪高裁の判決は2001年4月に出された。国・県の責任を認める一方、原告58人のうち7人は除斥期間が経過しているとして損害賠償請求権を認めなかった<sup>32)</sup>。また、51人の賠償認容額にも一審判決から逆転（増減）が生じ、極端なケースでは一審で650万円を認められた2人が二審で認容額ゼロとされている。国・県の責任を認めた点では画期的判決だが、そもそもの健康被害の認定については原告個人で明暗が分かれることとなった。

この判決後、原告らの申し入れに反して国と熊本県が上告したことにより、関西訴訟は最高裁に移る。最高裁判決は2004年10月に出された。国・県の責任については原判決を支持して高裁の判決が確定したが、1959年末以前に関西に移住した8人については「違法な不作為と損害との間の因果関係を認めることはできない」として損害賠償請求権を認めず、第一審判決を「結論において是認することができる」とし、控訴棄却とした<sup>33)</sup>。水俣病に対する国・県の責任が最高裁で確定したことは大きく報じられたが、ここでも原告個人には被害認定において逆転が生じている。

### (3) 認定申請から提訴まで

1968年に転勤で大阪へ来た川上敏行は1973年に水俣病の認定を申請する。先の引用に見られるように、川上は1971年頃には身体の不調を「水俣病じゃなかろうか」と健康診断で相談している。しかし、それは大阪で人間ドックに入ることを期待しての相談であり、認定申請とは結びついていなかった。川上が認定申請を意識したのは、水俣在住の妹たちの認定がきっかけである。

そしたら、昭和47年（1972）の夏か秋頃に、水俣の妹たちが認定されたんですね。妹と妹婿

の親父とわたしの親父の3人が一緒に認定されたんですね。（中略）そのとき、妹から電話がきて、わたしの症状、どげんもなかっていうから、いやあ、実はこうこうしてるんやて、しょっちゅう会社も休みがちやねんていうたら、うわあ、わたしたちと一緒にの症状やわて・・・・・・・・。ともかく、そんな症状があるんやったら、心配してくれて、申請してみたら・・・・・・・・。

それでも、娘たちが、結婚に差し支えるからせんとって来て、泣いて頼むしやったから、ためろうとったんです。そやけども、もしこの先、年いってから、あれが出てきて、お前たちに迷惑かけるようやったら、とてもじゃないからということで、ようやく娘をなだめて、申請しようという気持ちになったのが、昭和48年（1973）の5月です。（木野・山中 2001: 117-8）

それでも川上は水俣病を介した交流には関わろうとしなかった。1972年から患者訪問を行っていた大阪告発は、認定申請した川上を在阪患者の集まりに誘っているが、川上はそれを繰り返し断っている。川上が在阪患者の集まりに初めて顔を出したのは1974年の初め頃であった。

告発の人が来たのは、申請（1973年5月）してから半年ぐらいしてから。向こうで申請したやつを事務局の方で調べて、その家庭訪問をしてくれたわけですね。

わたしは、いやあ、もう大阪にまで来て水俣病はもうおいといて下さいと言うて、最初は反発しとったんです。それでも、わたしが断っても、ようこりずに、何回も来てくれましたよ。（中略）

そのあと、森ノ宮の労働会館で集会をやってどうのこうのて、そのときも弟さん来てましたよと。それから、あ〜んまり来てくれるもんやから、ほんなら行ってみよかという気になって・・・・・・・・。いなかの人ばかりで、川上さんをよう知っとる人が多いですよていうてくれたりするするもんやから、な〜んか、断つのもどうかなあと思うて、行ってみたんですね。告発の人が来てくれるようになってから数ヶ月してからや。（木野・山中 2001: 140-1）



一方、岩本夏義夫婦は、世話になった親戚に迷惑をかけないように身内から申請を出さないことを申し合わせていたが、その岩本も1974年12月に認定を申請する。その頃のことを岩本は次のように語っている<sup>34</sup>。

長男の嫁とりが破談になったときは、わたしはまだ水俣病の申請は考えてもなかった。

ところが、わたしが大野病院に入院した5月頃になって、大阪告発の人が家の方に訪ねてくるようになったらしいんや。わたしに会いに病院にも来たよ。身体悪そうやから、水俣病の申請したら言うから、退院したら考えるわて言うてたんやけど、わたしが入院してる間に家内が先に申請出してたんや。(中略)

わたしも、告発の人が何回もやって来て、最初は「せん、せん」て言うてたんやけど、あんましつこいから「ほんなら、もうしゃあないわ」と思うてたんや。そしたら、「いいよ、もう就職してしまっただから」ということやったんや。(木野・山中 2001: 136-7)

岩本が患者の集まりに顔を出したのは1975年の初めであった。岩本と川上は1968年に大阪に来て以来ここで初めて顔を合わせ、お互いの申請を知る。そして、大阪告発の支援に寄りかかった会のありように岩本が疑問を呈したことが、患者の会の独立を促した。こうして1975年3月に「関西水俣病患者の会」が結成される<sup>35</sup>。

行ってみたら、20人くらい集まっただが、告発にぜ〜んぶもたれてしもうて、京都の八坂神社でカンパ受けたり、チツソの大阪本社で座り込みをやったりしとったわけよ。告発が同行して先頭に立って、それで一緒に行動しよったんよ。

最初に行ったときに聞いとったら、どうも不安定で、こん〜な会に入ったかてどうしようもないなと考えとったんや。そんで、2回目に行ったときに、こんなんしとったって、どうしようもないと。な〜んでおまえ、支援においかぶさっておらにゃいかんのかと、こんな会やったら、わしゃもうこんでと……。ほたら、

こいつえらい生意気なこと言うてみんなが後で言いよったて……。そんで、ほんならしよていうようになって、患者の会を支援から独立させてつくることになり、それからわたしが動き出したんよ。(木野・山中 2001: 148)

大阪の病院が水俣病の診察に応じなかったことは前述の引用に示した。しかし、1974年5月の労災事故で入院した岩本が転院した阪南中央病院では、対応が他の病院と異なっていた。阪南中央病院は1968年に開設された更池診療所を前身とし、1973年に総合病院として開院した。更池診療所は被差別部落住民による運動によってつくられており、阪南中央病院もその理念を引き継いでいる。岩本は患者の会のメンバーを阪南へ診察に連れてくるようになる。1977年には患者の会から正式な申し入れを受け、三浦洋、村田三郎の両医師を中心に、阪南は関西の水俣病患者を支える病院となる。1978年、熊本県の2回目の検診を受けた直後に阪南で検診を受けた川上は、その違いに驚いている。

最初、検診してもらったとき、あんまりていねいに三浦先生が診てくれるもんやから、びっくりしてしもうて……。それで、その後、検診の結果を説明に会合に参加していただいたとき、先生、検診センターとはもう雲泥の差ですわ、先生たちの検診は、なんか遠慮したように、ていねいにしてくれるけど、もう少し厳しゅうしてもろた方がええんじゃないでしょうか、言うたんや。

いやね、向こう(県)の検診であんまり雑にしてくれたもんやから、よけいこっちのていねいさがわかったんですね。先生は何て言われたか忘れてしもたけど、ニコッと笑てましたわ。(木野・山中 2001: 158)

川上が「向こう(県)の検診であんまり雑にしてくれたもんやから」と言ったように、岩本も1979年に熊本県の検診センターで酷い対応を受けている<sup>36</sup>。認定審査のための検診は、予備検診と本診をあわせて1週間を要した上に、申請者を詐病扱いするものであった。次に引用するのは岩本の語りである。

たとえば眼科では、見えんやつをここまでははっきり見えるでしょうとか、それでも見えんという、あんたは見えるのをうそ言うてるんと違うかというような言い方なんや。それで、こいつら何を言うとするんや、大阪からわざわざ検診に来るとのにと、腹立てたりするもんやから、なかなか進行せんわけ。1人につき約30分内外かかって、全部で4日間や。それから本診になるんやが、各科1日ごとで3日間かかるんや。(木野・山中 2001: 160)

その耳鼻科のときやけど、においの検査があったん。(中略)何をやってもわたしの場合は、においは一緒なんや。そやから、何かわかりませんと言うよりほかないやろ。それを3回か4回やられて、とうとう最後には、自分が火をつけて吸うとるタバコを目の前で二つに折って、鼻の中に突っ込まれたんよ。で、これのにおいはわかるでしょうと言うんよ。わたしは腹が立ったけど、タバコを折って突っ込んだのを見とるから、タバコでしようて言うたら、そや、それでええんやて……。 (木野・山中 2001: 160-1)

神経内科では、真っ直ぐなところを歩かして、そのあと、何か踏み台の上で上がったたり下りたりする検査があったんやが、途中でもう足の力がなくなって、べたっと尻餅をつくんや。それに、今もそやが、真っ直ぐというのはなかなか歩けんわけ。それで、クラクラしておいたら、怒って、転んでもいいからいっぺん歩けというて、両方から看護婦さんが、わしらが支えてやるから歩いてみいということで、やられたけど、たしか2回か3回転んだと思うよ。(木野・山中 2001: 162)

川上は1974年と1978年、岩本は1979年にこうして検診を受けたが、熊本県からの通知は「認定」でも「棄却」でもない「保留」であった。岩本、川上のほかにも患者の会には認定申請者がいたが、保留や棄却が相次ぎ<sup>37)</sup>、1979年の秋頃になると「もう裁判しかない」という声上がるようになる<sup>38)</sup>。川上は当時を次のように語っている。

他には何かないのかなあて、あたしがいうたら、まあ裁判以外にはないなあていうことになったわけや。そんなら、もうそれしかないんやったら、それで赤白つけようやて。一か八か、もう裁判しかないぞということで、岩本たちとみんなて、あたしも参加して決めたんですわ。(木野・山中 2001: 172)

こうして前述の「水俣病法律問題研究会」が国家賠償請求訴訟の検討を始め、1982年4月に原告団が結成される。原告団長には岩本が選出された。

なんでも投票があったらしいわ。何人かの名前が上がって、割れとったらしいけど、湯の口の間が多いもんやから、結局、わたしに来たわけや。

そんで、否応もなかったんや。おれ、原告団長までもってやるていうつもりはなかったんやから、まだ。ほんだら、投票で決まったていうから。どうしてもやらないかんのかていうたら、やってもらわにやもう困るんやということやったから。ほら、しゃあない、それやったら、まあどこまでやれるかわからんけど、やるわていうて。(木野・山中 2001: 182)

そして1982年10月、チッソ水俣病関西訴訟が提訴される。これに合わせ、大阪告発のメンバーが世話人となって「チッソ水俣病関西訴訟を支える会」が発足する。川上は原告団結成の直前に「ひょんないきさつで」(木野・山中 2001: 181) 患者の会を辞め<sup>39)</sup>、第一陣にも加わらなかったが、岩本らの度重なる説得を受けて1年後に患者の会に復帰し、さらに1984年6月、第2陣として訴訟に加わる。

それから、1カ月位してからやったかなあ。祐好さんがやってきて、川上さん、頼みます、なんせおれが副団長やけども、夏義のあれについていけんねん、て。読み書きができんするもんやから、川上さん、あんたが交代してくれんならんかていうもんやから……。祐好さんが真剣になって、そうして頼むんやけど、いやあもう、わたし、そんな役はとてわたしじゃつとまらんやて……。それでも祐好さんがあんまり頼むもんやから、ほんなら、

夏義が団長なら、夏義と2人でやっていくだけ  
いくわていうことになってしもう  
て……。 (木野・山中 2001: 187)

こうして、岩本夏義は原告団長、川上敏行は訴訟  
に加わった1984年以降に副団長となる。1982年の提  
訴までに、岩本の認定申請からは8年、川上の認定  
申請からは9年を経ている。提訴にあたって岩本が  
起草した原告団決意表明には、次のような一節があ  
る。

思い出せば、あの昔の、のどかな、のんびり暮  
してきた、ふるさと水俣、なつかしい水俣、そ  
れを捨て、マンモス大阪の片すみで、こんな苦  
しみをつづけながら、生きるという事は、なん  
の因果でしょう。

思えば、それは、あのニックキ、チッソ水俣工  
場なんです。

水俣工場より有害排水を承知の上、長い年月に  
わたり、たれ流し、又、それを監督、指導の立  
場にある国・県が毒物タレ流しを知りつつ、水  
俣工場の増産の手だすけをして、放置した為で  
す。

こんな重大なる責任をタナに上げ、もう水俣病  
は終わったと宣伝しているのです。

こんな事でだまされません。

ただひとつの工場の為、多くの人々が殺され、  
職をうばわれ、苦しみに泣き、全国に職を求め  
た水俣周辺の仲間は、人間ではないのですか。  
(中略)

最後に、全国に散らばって居られる、水俣病被  
害者の方々、又、故郷水俣現地の被害者の皆様  
方、全国津々浦々より第二、第三と怒りの炎を  
あげられ、同じ人間同士、手を取りあい、共に  
国・県・チッソをたたこうではありませんか。

(木野・山中 2001: 184-5)

大阪地裁、大阪高裁、最高裁の判決については前  
述したとおりである。岩本は第一審判決から4カ月  
後の1994年11月に逝去した。翌年に始まった控訴審  
からは、岩本の遺志を受けて川上が団長を引き継い  
でいる。

#### Ⅳ 考察

関西訴訟原告団の大黒柱となる岩本夏義、川上敏  
行は、1968年に大阪へ移住した当初、水俣病と関わ  
ることを避けていた。大阪告発メンバーの訪問にも、  
最初の反応は消極的、否定的である。水俣病がチッ  
ソ水俣工場による公害であることが公知となっても、  
また、身体症状が深刻であっても、それをもって直  
ちに被害者としての名乗りが生まれるわけではない  
ことがわかる。兩名とも当初はむしろ「関わらずに  
済ませたい」という思いによって行動が抑えられて  
いた。そうした当事者たちが支援者の誘いで徐々に  
集うようになり、家族親戚との関わりの中で認定を  
申請するようになり、認定審査の理不尽さに怒りを  
募らせ、水俣病事件で最初の県外訴訟、しかも長期  
化と困難が予想される国賠訴訟に踏み切り、さら  
には政治解決も拒否して、22年をかけて最高裁判決に  
至った。原告個人個人の被害認定については裁判所の  
判断が分かれ逆転も生じたが、他の訴訟が果たせな  
かったこととして国・県の責任を確定させ、その過  
程で水俣病の病像論の転換も導いた。この展開が、  
社会の制度と個人の意味づけの妙を映し出している。

この過程で岩本、川上らに起きていることは、経  
験の語り直しである。その最初の場合は、患者の会  
である。大阪告発メンバーの訪問を受けて10人ほどの  
患者が集まっていたところ、前述したように、岩本  
の働きもあって1975年3月に「関西水俣病患者の  
会」が発足する。この「関西水俣病患者」という名  
乗りは、水俣病認定申請の決断と不可分である。葛  
藤と曲折を経て認定申請を選択した後、行政による  
認定を待つ患者（行政から患者と認定される以前の  
患者）らが、患者の会という場で自らの経験を語り  
合ったことは、自らが置かれた状況を意味づけるこ  
とにつながる。熊本県の検診に対する不満、長期の  
保留あるいは棄却処分に対する不満などを互いに言  
語化する場がなければ、「もう裁判しかない」とい  
う気運も生まれなかったであろう。さらに、1979年  
末から提訴までの2年余りは「水俣病法律問題研究  
会」として勉強会も続いた。提訴を前提とした勉強  
会であるから、そこで被害経験の語り直し、捉え直  
しが繰り返されたことは確かである。そして提訴後  
の法廷内外での訴えは、被害経験をより確固たるも  
のにしていく。

その関西訴訟の評価は、主に「政治解決を拒み、

国・県の責任を最高裁で確定させた」ことに向けられる<sup>40)</sup>。弁護団事務局長の田中泰雄は、判決を「政治決着を拒否した原告患者らの積年の思いにこたえるものであった」「既に政治決着済みという行政の圧力をはねのけ国民の側に目を向けた司法判断である」と評価する。一方それと同時に、「死亡患者など証拠資料の不十分な者8名が水俣病と認められず、更に6名の者が国、熊本県の関係で20年間の除斥期間の適用により責任が認められていなかったが、最高裁は更に8名の患者の思いを排斥したのである」「そして何よりも問題なのは最高裁判決まで22年間に要したということであり、現時点で既に23名が死亡しており、余りに遅きに失したということである」としてその限界にも触れている（田中 2005）。

また、国の認定基準とは異なる病像論「中枢説」を採用した大阪高裁判決を最高裁は支持したが、国は「行政と司法の判断は別」として1977年からの認定基準（水俣病の判断条件）を見直していない<sup>41)</sup>。田中は「原告患者らの自らの体を犠牲にした、その基本的人権奪還の闘いは理念的には勝利し」と記しているが、これを敷衍すると判決においても原告個人はいわば犠牲となったといえよう。一口に「原告」と言っても59人（第一審）であり、誰の立場で評価するか、個人と組織のどちらの視点で評価するか、長期的視点に立つのか短期的視点に立つのか、そうした違いによって、経験された出来事は大きく異なるだろう。弁護士である後藤孝典は、「水俣病事件における訴訟の限界」と題する文章の中で以下のように述べている。

一般的に言っても、訴訟という技術を使い始めるとき、その網の目からこぼれ落ちていく事実は、すさまじいまでに大量であり、まして訴訟に勝とうとすれば、訴訟を起こさなければよかったと思うほどに失うものが数多い事例を知っているからだ。原告が当初実現を期待したものから見れば、訴訟は歪曲された勝ちにしかすぎない例が一般だ。水俣病訴訟だけがこの一般の例とは違うはずがないのだ。（後藤 1986: 14）

関西訴訟も、この一般論の例外ではなかったといえよう。しかし、むしろそれゆえに、「網の目からこぼれ落ちていく事実」が多くを語り得る。訴訟で

すくい上げられなかった事柄が多ければ多いほど、訴訟以外の場ですくい上げられた物語は、語り直されることによって種々の感情を呼び起こし、それを通して救いも生まれる。つまりはそうした場を持ちうるか否かが魂の救済を左右する。1983年に始まる、患者による学校訪問<sup>42)</sup>もまた、その貴重な場であったと言える。川上敏行は、小学生との交流について以下のように語っている。

それが度重なるうちに、何とかこの子たちに応えたいという気が、しっかりと私に浮いてきたわけです。一生懸命頭で考え、子供たちに手紙を書くために手を動かす、もうできるだけそれに集中する。そのおかげで、最近では近くの人からも、「川上さんは病人じゃないみたいに元気になった」と言われるようになったんです。だから、子供たちのわずかな文面も、私にはかけがえのない宝物なんです。（木野・山中 2001: 203）

水俣病事件に関する公文書上の記録を「正史」と位置づけるとしたら、こうした交流の一つ一つと、そこから生まれる新たな語りの堆積は「外史」と呼べるだろう。「正史」を「外史」が絶えず浸食することによって、「終わらない」物語が紡がれているといえる。そうして、いわば「大河の1滴」が大きな潮流を形成し地形に抗っていくところに、水俣病事件というテキストの現代史的な奥行きと訴求力を見出すことができる。

## V 結語

関西訴訟への支援や在阪患者との交流の輪は、時間と共に広がってきた。大阪告発と「支える会」、阪南中央病院のほかに、現在活動していないものも含めると地元関西のネットワークには、大阪市立大学自主講座<sup>43)</sup>、「水俣あれこれ in 大阪」,「リバティ大阪（大阪人権博物館）」,「チッソ水俣病『知ろっと』の会」などがある。「水俣 '91 in 大阪」（1991年9月）,「水俣・おおさか展」（1999年9月）などのイベントも開催された。小学生との交流のほかに、こうした交流の積み重ねが患者らを支えてきたことは想像に難くない。その影響は丁寧に検証しなければならぬが、本稿ではこの側面に言及するこ

とができなかった。当事者の意識の変化を追うために、より広範な「語り」の収集が今後の課題である。

### 注

- 1) いわゆる「四大公害裁判」の一つがこの水俣病第一次訴訟であり、1973年に原因企業チッソの責任を認めた熊本地裁判決が確定する。この判決を待たずに弁護士主導で第二次訴訟が提訴され、以後、水俣病事件をめぐるは現在に至るまで多数の訴訟が提起され、なお係争中である。
- 2) 1959年の「見舞金契約」以後、医師で構成される認定審査会が補償対象者すなわち「水俣病患者」を認定する制度が維持されている。この認定制度の政治性と機能不全がいくつもの訴訟を生む。
- 3) 認定申請の総数は2022年8月時点で32,752人（熊本県22,378人、鹿児島県10,374人）であり、認定に至ったのは申請者の1割にも満たない。なお、これらの数字は水俣市立水俣病資料館『水俣病—その歴史と教訓 2022』（2023）に依った。
- 4) 関西訴訟原告のひとりである坂本美代子は、第一次訴訟原告の家族である。坂本は水俣病で寝たきりとなった姉に「せめて（お米の）おかゆでも食べさせてやりたい。そう思って」（坂本美代子 2023: 34）、1958年に23歳で大阪へ働きに出た。初期の患者家族が伝染病の疑いと共に被った生活の窮乏と集落での差別・迫害は特に凄まじい。坂本は、水俣での幼少期の体験を次のように語っている。

また2時間半して家に着いたら、弟、妹たちが頭から足の前まで真っ白で、泣きながら立っているんです。何が起こったのかわからなかった。熊本の病院から連絡がいったのか、水俣の保健所がDDTを家中に撒いたんです。近所の人たちがタオルで口と鼻を塞いで、遠巻きに見ていました。私も母も父も撒かれて、最後に姉に撒こうとしたから「寝たきりですから撒かんでください」って言ったけど、「張本人だから」って頭から足の前まで撒かれてしまいました。真っ白になったから、とりあえず姉をお風呂に入れて寝かせようと思いました。私のところはやっと家を建てたばかりで井戸がなくて、もらい水の生活をしていました。下の田上さんと上

隣の山内さんにもらっていたんですけど、どちらも「うちには来んな」でいきなりガチャンと鍵かけられました。

4、5分行った所にある村の井戸へ行っても、立ちほだかれて水はもらえなかった。泣く泣く家に帰って、「父さん、どこでも水はもらえん、汲ましてくれん」って言ったら、父も言葉がなくて下向いて「あるだけで拭いてやろう」って。「少しずつにして、どうにかつないでいこう」って言うけど、残っている水があまりにも少なすぎて。村はずれの湧水まで行ったんですが、そこでも汲ませてもらえないんです。

伝染病って言う言葉が村中に飛んでしまって、完全に無視された生活でした。「このまいうちの家族は」って、父も思ったと思います。一家心中に近い状態です。水がないと本当に生活できません。生きていくことができないんです。瓶に少し残った水を姉と妹に少しずつ飲ませて、私とすぐ下の妹と両親は2日間、ほとんど水無しの生活をしました。（坂本美代子 2023: 31）

こうした証言に照らせば、第一次訴訟をめぐる規範的な語りに冷水を浴びせるかのような坂本輝喜の以下の語りは、核心を突いているように思われる。

あのナ、訴訟派の闘いのバネを支えたのはナほんの些細なもんでナ国に対する何がどうのとかナ、チッソに対する責任を何うのとかじゃなくて（笑）、ほんの隣近所の、自分達を差別したり見殺したりした人に対してナ裁判に勝ったら、ああしてやろ、こうしてやろチ、それを支えに闘ってきたんじゃないかな。特に俺のお袋なんか、そうだな。そこらへんが自主交渉派との分れ目につながって行くとバイ。（判決直後）裁判で思いは晴れぬ、チッソ本社に乗り込むぞチ、横断幕のあったけどナ、あれはインテリが書いた文句であってナ、さあ裁判は終わった、部落に帰って唾を吐いて廻ってやる（笑）チ。患者の本音はそこやったじゃがナ。（坂本輝喜 1986: 113-4）

そして、第一次訴訟判決後に患者とチッソの間

で補償協定が締結された後、「自分達を差別したり見殺しにしたりした人」が患者として補償を求めるようになる。そのこともまた、水俣病事件を複雑なものにしている。

- 5) 獅子島で検診医に勧められるまま認定を申請した湯元クサノは「村八分」に遭ったことを証言している（色川 2006b: 158-65）。
- 6) 木野茂は大阪市立大学自主講座（1983年1月開始）の主宰者であり、自主講座を通じて関西訴訟原告を支援してきた。大阪市立大学自主講座については注43で補足する。山中由紀は1990年に大阪市立大学に入学し、自主講座で関西訴訟原告らと出逢う。両氏による聞き書きのきっかけとなったのは、関西訴訟原告のひとりである下田幸雄（1992年11月逝去）を最後に見舞った際に下田が口にした言葉である。

その時に下田さんは、「私たち関西の患者たちのやってきたことは、記録に値しますよね」ということをなんとはいはしに何回も口にされたのです。これが契機になりまして、山中さんと一緒に、聞き書きを始めることにしました。（木野 2008: 90）

木野（2008）によれば、「率先して協力してくださったのが第一審の団長であった岩本夏義さん」で、「自分の聞き書きだけでなく、何人もの患者さんを紹介しながら、いろいろと指導してくれ」た。岩本は第一審の判決から4か月後の1994年11月に逝去するが、「その後、現在の団長である川上敏行さんがその遺志を継いで、聞き書きを完成させるまで付き合ってくれ」、その成果は生前の下田の語りも含めて『水俣まんだら——聞き書き・不知火海を離れた水俣病患者』（るな書房1996）として刊行されている。本稿において依拠する木野・山中両氏による聞き書きは、2001年の第二審判決後に資料を加えて書き直された『新・水俣まんだら——チッソ水俣病関西訴訟の患者たち』（緑風出版2001）である。なお、聞き書きの際は木野が質問役で、岩本も川上も山中に向かって答えたという（2023年5月13日、木野・山中両氏への筆者の聞き取りより）。

- 7) ピーター・バーガーとトーマス・ルックマン（Berger and Luckmann 1966=2003: 82-91）によ

れば、行為の反復（習慣化）と類型化により相互作用が予測可能なものとなり、自明化したルーティーンが形成される。これが他者に継承されることで歴史性を獲得し、制度化が完成する。

- 8) 1950年に日本窒素肥料株式会社から新日本窒素肥料株式会社へ、1960年に新日本窒素肥料株式会社からチッソ株式会社へ社名変更している。本稿での表記は「チッソ」で統一する。
- 9) 水俣病事件史では（「水俣病」事件史であるがゆえに）これを「奇病」でも「メチル水銀中毒」でもなく、1958年以降に定着した呼称で「水俣病」の公式確認と呼ぶ。
- 10) 熊本県は同年8月に厚生省に食品衛生法の適用を照会している。しかし翌月に出された厚生省の回答は「水俣湾内の魚介類すべてが有毒化している明らかな根拠が認められないので、そこで漁獲された魚介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2号を適用することはできないと考える」というものであり、熊本県は食品衛生法を適用しなかった。食品衛生法の不適用については第三次訴訟第一陣の熊本地裁判決が行政責任を認めたが、福岡高裁で係争中の1996年に和解に至ったことにより、判決として確定しなかった。関西訴訟の最高裁判決も、食品衛生法の不適用については国・県の責任を認めていない。
- 11) いわゆる「猫400号実験」である。実験結果の公表は会社により断念させられたが、後に第一次訴訟の過程で明らかにされた。この一連の実験と顛末は有馬（2022）により詳細にレポートされている。
- 12) 1973年の第一次訴訟判決において、「公序良俗に反し無効」とされた。
- 13) 「水俣病に罹患する」という表現は現在でも通用している。「水俣病」という呼称の陥穽については向井（2020）を参照されたい。
- 14) この時期の出郷者数及びその中に占める水俣病認定申請者数は確認できていないが、水俣病関西訴訟の第一審で原告団長を務めた岩本夏義は、提訴翌年の1983年7月に開講された大阪市立大学自主講座において、「2、30年の間の中で、まあ、日本全国に散っていったのが約十万という、その膨大な人数があるわけなんです。その中で、関西に幸いにして私の今、ま、記憶では、約3百内外の、その、まあ、その、人数が申請しておると思いま

- すけど」と語っている（大阪市立大学自主講座 1984: 3）。
- 15) 「熊本水俣病」との表記も見られるが、健康被害は鹿児島県にも及んでおり、水俣や熊本の地名で区別するとその実態との齟齬を生じる。
- 16) 本稿において参照する手記は、岩本の没後に発見された原本を、認定NPO 法人 水俣フォーラム代表の実川悠太が構成したものである（岩本 2021: 17）。原本は関西訴訟提訴の1982年から1988年頃にかけて間を置いて記されており、岩本の思いを窺い知ることができる貴重な資料であるが、細部を押さえた聞き書きでの語りの方が事実経過を追うには便宜であるため、本稿ではこの手記を補助的に用いている。なお、実川の構成にあたって日時等の明らかな誤記を修正するために関西訴訟第一審の本人尋問調書と共に照合されているのが、本稿も依拠する木野・山中（2001）である。
- 17) 岩本夏義の手記には、「昭和13（1938）年ころより変な形の魚が釣れだし、ぼつぼつ魚が減り始めた」「私の体も昭和17年ころにはふらつき始め、一か所にまっすぐ立って居れなくなっていた」（岩本 2021: 5）とある。
- 18) 熊本に続いて、東京、大阪、京都、名古屋、福岡などで相次いで「水俣病を告発する会」が発足するが、これらは統一組織ではない。それぞれ「熊本告発」「東京告発」などの略称で呼ばれる。
- 19) 後藤孝典は東京在住の弁護士であるが、後年「私はいくつかの訴訟をふくめて水俣病事件とかかわってきたけれども、私自身としては、当初から、訴訟にかかわるつもりで水俣病事件にかかわったわけではなく、水俣病事件にかかわろうと思っていたところ、私が弁護士であったばかりに、うかうかと訴訟にかかわってしまったという内心の意識があり続けている」（後藤 1986: 14）と記している。後藤が水俣病事件で訴訟に関わるのは一株運動提唱後、川本輝夫らの行政不服審査請求からである。
- 20) この株主総会や自主交渉派による1971年からの東京交渉のように、法廷の外で展開した行動が水俣病事件を特別なものにしていく。後藤孝典は「昭和44年、45年当時、水俣病事件にかかわった支援者は、損害賠償請求訴訟の支援者であったにしても、水俣病事件という社会的、人間的高揚のなかに訴訟しか見なかったわけではなく、ただ当時は最も心うつ被害者が訴訟を担っており、支援者としてそのような人々につきあったということだ」（後藤 1986: 16）と記している。
- 21) 大阪告発は水俣病患者の8ミリ映写を見たデイゴの会メンバーが中心となって発足した。こうした経緯から、大阪告発の連絡先は「デイゴの会気付」であった。池田はその後も関西の水俣病患者支援に関わる。「チッソ水俣病関西訴訟を支える会」の庄野明博によれば、「関西水俣病患者の会」（後に「チッソ水俣病関西患者の会」に改称）の結成、阪南中央病院への働き掛け、小学校での交流学習会などに、池田が幅広く関わっている（『池田新さん追悼集』編集委員会 2000: 11）。
- 22) 被害者にとって「訴訟しかない」という状況が基本的に変わらないことを認めつつも、弁護士である後藤孝典は以下のように指摘している。
- しかしここではやはり、訴訟という仕組みが果たした分断促進機能を指摘しなければならない。訴訟技術に引きつけて言えば、水俣病であることを立証する方法の確実性の違いが身体損傷被害者同士の間をも分断したのである。しかも訴訟提起がなん度にもわたったため、この分断は繰り返されてきた。いわば地域的にも時間的にもズタズタである。
- この分断による不信と猜疑、怨嗟と嫉妬は、自らもまた被害者であるとの意識に支えられているだけに、既に公認された被害者あるいは原告に直接には向けられることはなく、地の底に渦巻いて、よどむ。したがって、分断された者は分断された痛みを自覚している。しかし分断した側にはなかなか意識されることはない。特に訴訟提起の実務を行う弁護士は分断の痛みを感じない。彼にとっては、分断することそのものが専門的技術の発揮であり、誉められこそすれけなされる理由がないからだ。訴訟とは結局そういうものだ。訴訟は本質的に内部破壊的なものなのだ。
- このような分断の悲劇は、訴訟という方法しか残されていなかった被害者側のイニシアチブで行わざるをえなかつただけに深刻である。水俣病事件の悲劇は、水俣病の悲劇だけではなく、訴訟提起による評価＝選別がもたらしてしまった悲劇をもふくんでいる。この分断をさけるこ

とは不可能であった。(後藤 1986: 18)

- 23) 関西訴訟の原告団長であった岩本夏義は、1985年に出張尋問のため熊本を訪れた折に、郷里の獅子島や天草で第三次訴訟の原告を訪ねてまわり、「1万円で裁判ができるのはどういうわけか。なんで原告なしで裁判がやれるのか」(岩本 2021: 13)と問うている。
- 24) 関西訴訟弁護団長の松本健男は1960年代半ばから池田新と親交があった。関西訴訟弁護団は全国連弁護団とは一線を画しており、原告は独自の選択をした。全国連の『水俣病裁判』(かもがわ出版 1997)でも関西訴訟だけは年表に記載されるのみで、本文では言及されていない。
- 25) 「大阪・水俣病を告発する会」も「大阪・チッソ水俣病を告発する会」へと改称している。
- 26) 岩本夏義の手記には「患者の会を作り、芦原橋〈の部落解放センター〉で場所を借りて月1回話し合いを持つようになり、水俣現地の申請協〈水俣病認定申請患者協議会〉を頼って川本さんのお世話になり、何とかして早く救済の道をと国、県、チッソと団交の場を持ってきたが、一方通行で無しのつぶて」(岩本 2021: 10)とある。
- 27) 原告の下田幸雄は大阪市立大学自主講座の催しで次のように語っている。

そいで、あの、「何故、今、水俣病関西訴訟を!？」というテーマですけれども、私は、ちょっとですね、これ、去年からですね、これでもって、ちょっと頭に来た事あったものです。去年の10月28日に提訴したわけです。その前の1年前の、一昨年9月に初めて弁護士さん達から裁判をやっていけると、裁判ができるという事を、一昨年9月、患者の会に話が持ち込まれたわけです。それまでに2年間位弁護士さん達が集まって、水俣病の研究会というものを作ってもって研究して貰っておりました。それでそれを去年の7月にですね、全国の水俣病告発する会という方達が、東京・名古屋・京都・神戸・水俣と行って、そういう所から告発する会の方達が集まって、この水俣病の関西訴訟というのをいろいろ議論されたわけですけども、その時に言われた言葉が、「何故、今、水俣病の関西訴訟を起こすのか」と、そのよう

なことを言っておられました。「他に方法がないのか?」「裁判しなければ、他に方法はないのか」「裁判するといっても、それは自分たちが認定して貰う、自分達の利益の為にだけやるんじゃないか」「それよりも、もっと他に何か水俣病を告発する良い方法はないのか?」という様なことを言われまして、ま、そっぽを向かれたわけですけども、その中で、水俣の現地の人達だけは賛成して貰いました。(大阪市立大学自主講座 1984: 12)

- 28) 水俣病患者連合会長の佐々木清登は2005年7月に「水俣病問題に係る懇談会」のヒアリングで次のように語っている。

政府解決策を受け入れたとき、私たちは国賠訴訟をしていませんでした。実は前身団体である認定申請患者協議会は、故・川本輝夫氏の提案で、昭和54年に訴訟直前までに準備を進めていたのです。しかし、いろいろな事情でそれがつぶれてしまいました。それ以降、国賠訴訟を提案することはできなかったのです。(第3回水俣病問題に係る懇談会 水俣病関係団体からのヒアリング [1] 会議録 平成17年7月21日)

- 29) 判決は、水俣を離れて4年が経過した時点を20年の除斥期間の起算点としている。
- 30) 1985年に第一審の出張尋問が熊本地裁で行われたとき、閉廷後に水俣で開かれた集会のことを岩本夏義は次のように記している。「思ったことと言えば、水俣病は一つなのに現地水俣より来てくれた患者はたった3名。なんでだろう。もう他人に頼れない。自分でやるより仕方がない。現地の患者に腹が立つ。熊大より研究会の諸先生が応援に来てくれて何とか席は埋まった。最後の私のあいさつも力が入らない」(岩本 2021: 13)。一方、それから10年後、控訴審開始直前に大阪市立大学自主講座が開催した会では日吉フミコらが水俣病市民会議や水俣病被害者互助会などからのカンパを持って激励に訪れている(大阪市立大学自主講座 1996: 27-8)。
- 31) この控訴審で浴野成生が証言した「中枢説」は、原一男監督の映画『水俣曼荼羅』(2021年公開)の「第1部『病像論』を糾す」で詳しく紹介され



ている。

32) 大阪高裁は、県への水俣病認定申請を損害賠償請求と同等と見なし、除斥期間について第一審とは異なる判断を下した。

33) この中の1人が注4にも引用した坂本美代子である。坂本は1958年に23歳で大阪へ働きに出た。大阪高裁は1960年1月以降の国・県の不作為を違法としたことから、最高裁は坂本らに対して「水俣病になったことによる損害を受けているとしても」「損害との間の因果関係を認めることはできない」とした。

34) 認定申請に踏み切る岩本の思いは、聞書と手記では印象が異なる。聞書では周囲からの説得や同意といった外的な条件によって申請を説明しているが、手記では体調の悪化に苛まれて申請を決心したことが窺える。

親子共々何度死のうと思ったことか。水俣から出て大阪に来てまで水俣のことを言われたくない。だが病気が重くなるとどうしようもなく、嫌がる子供を説き伏せ、会社をやめる覚悟での認定申請だった。(岩本 2021: 10)

35) 木野・山中(2001)によれば、患者の会結成当初の名簿には53名の患者が記載されており、うち認定患者は2名、棄却4名、保留8名、未審査17名、未検診19名他となっていた。初代会長は西川末松、副会長は川上敏行で、川上は「それで西川さんと一緒にずうっと、東京、名古屋、熊本で、あっちこっち回りよったんです。告発する会の集会とか何とかに参加しよったんですねん」(木野・山中 2001: 149)と語っている。しかしながら、患者の会が結成された後も、患者は必ずしも活発に発言していたわけではないことが下田幸雄の語りから窺える。会の結成から5年後にあたる1980年に初めて会合に参加した下田は、その時の印象を次のように語っている。

最初、こんな集まりもあるんかと思いましたね。行って、黙って、ほんやり座って、足投げ出してる。何も一言も言わずに、終わったら帰るだけ。みんな。事務局の支援の人たちが進めてくれるだけ。帰りに、誰やったかに、今度から枕持ってこないけんあて話して帰ったんやけど

も。話を聞くだけやったら、枕持って行って、みんな横になって、長くなって、寝とって話を聞こうじゃないかなあて。そのぐらいもう黙って……。(木野・山中 2001: 169)

下田が患者の会に加わった1980年には既に水俣病法律問題研究会が国賠訴訟の検討を始めていた。そうした時期にあって「何も一言も言わずに、終わったら帰るだけ」の会合に下田は納得できなかったようである。原告団が結成されるのは、これから2年後のことである。

36) 岩本の認定申請は1974年で、熊本県から検診の通知が届いたのは5年後の1979年である。

37) 認定申請者406名が認定業務の怠慢を問う訴訟を1974年に提訴し、1976年に熊本地裁は認定行政の遅れを違法と認める判決を出した。これに対して国は1977年に「後天性水俣病の判断条件について」(いわゆる「77年判断条件」)を通知し、認定基準を厳しくすることで大量棄却処分を促した。

38) 岩本は、妻の棄却と自身の保留について以下のように記している。

私より妻の方が悪く、歩くことさえできなかったが、この昭和54(1979)年、妻が棄却、私が保留とは、どう考えたらよいのか。いかにでたらめかはっきりわかった。(中略)

もうこの上は裁判に持ち込むしか道はない。懐かしい生まれ故郷相手に遠い大阪から裁判かと思ひ悩み、幾度踏み止まったことか。そのうち患者が1人死に2人死に、もうたまらない。(岩本 2021: 11)

また、下田幸雄は「この国・県・チッソの仕打ちに対してですね、どうしてもわたしたちは一矢報いなければいけない」(木野・山中 2001: 177)と語っている。

39) 川上は患者の会発足当初から副会長を務めていた。水俣病法律問題研究会の2年越しの勉強会に苛立って提訴を督促したのも川上らであり、原告団結成直前の1982年4月、弁護士らによる水俣現地調査に川上も同行している。その疲労のため、川上は大阪で患者の会事務局から要請されていた話し合いを欠席した。この欠席を事務局メンバーにとがめられ、「もうわたしは副会長の能力がな

いていうことは自分でも知ったりながら今までしてきたんやから、あんたから言われんでもと……。それで、この際、もうわたし、副会長辞めますと……。」(木野・山中 2001: 180) と、副会長を辞め、会合にも参加しなくなった。提訴の半年前のことである。

- 40) 第三次訴訟でも熊本地裁が国・県の責任を認めたが、1996年に全国連が控訴審で和解を選んだため、判決としては確定しなかった。
- 41) 富樫貞夫によれば、関西訴訟は認定義務づけ訴訟ではないため、水俣病の判断条件の正当性は争点になっていない(富樫 2017: 96-7)。なお、最高裁判決を受け、環境大臣の私的懇談会として2005年5月に「水俣病問題に係る懇談会」が設置されたが、環境省は「失敗の本質を検証する」としながらも、認定基準の見直しを求める委員を抑え込むことに終始した(高峰 2013: 116)。
- 42) 患者による学校訪問は、1983年1月、大阪告発のメンバーである教師が勤務先の高校に患者3人を呼んだことから始まった。川上敏行らも弁護士副団長の地元の市教組を紹介されて1984年6月頃から幾つかの小学校を回るようになった。川上が第2陣として原告に加わった頃である。最初に訪問した小学校の教師が転勤すると、その依頼を受けて1987年からは転勤先の滋賀県の小学校も訪ねるようになった。このようにして小学校や各地の集まりに出掛けて体験を語り始めた患者は20人を下らない(木野・山中 2001: 210)。
- 43) 大阪市立大学自主講座は、理学部助手であった木野茂の呼び掛けで1983年1月に始まった。科学者の責任を問いつけながら1972年に自死した大学院生・井関進の十周忌の集いが直接のきっかけであった。その十周忌に原田正純を呼ぶ過程で木野は関西訴訟の提訴を知り、以後も関西の水俣病患者に寄り添い続ける。1983年7月2日の第3回の自主講座は「なぜ今 水俣病関西訴訟を——原告患者さんに聞く」というテーマで、患者、医師、弁護士らがそれぞれの立場から関西訴訟を語っている。本稿において使用した岩本夏義と川上敏行の語りは、木野が山中由紀と共にまとめた聞き書き集からの引用である。なお、市大自主講座は、1994年から開講された全学共通科目「公害と科学」へと引き継がれた。

## 謝辞

本稿の執筆にあたっては、木野茂・山中由紀の両氏から、共著『水俣まんだら——聞書・不知火海を離れた水俣病患者』(るな書房 1996)、『新・水俣まんだら——チッソ水俣病関西訴訟の患者たち』(緑風出版 2001)の成立過程や、大阪市立大学自主講座の活動などについて、懇切な御教示をいただいた。資料の閲覧・収集では、熊本大学文書館、水俣病研究会、一般財団法人水俣病センター相思社のお世話になった。また、水俣病研究会での討論からも多くの示唆を得ている。各位に感謝を表す。

本研究はJSPS 科研費 JP22H00036の助成を受けたものです。

本研究における利益相反は存在しない。

## 文献

- 有馬澄雄, 2022, 「チッソ社内研究と細川一 ——ネコ400号実験まで、そしてその後」水俣病研究会『〈水俣病〉事件の発生・拡大は防止できた』弦書房, 8-156.
- Berger, Peter L. and Thomas Luckmann, 1966, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, New York: Doubleday and Company. (山口節郎訳, 2003, 『現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社.)
- 後藤孝典, 1986, 「水俣病事件における訴訟の限界」『思想の科学』415: 13-21.
- 『池田新さん追悼集』編集委員会, 2000, 『市民運動者 池田新さん追悼集』.
- 色川大吉, 2020a, 『不知火海民衆史(上) 論説篇』揺籃社.
- , 2020b, 『不知火海民衆史(下) 聞き書き篇』揺籃社.
- 岩本夏義, 2021, 「水俣病を思ひ」『水俣フォーラム NEWS』42: 4-17.
- 環境省, 2005, 「第3回水俣病問題に係る懇談会 水俣病関係団体からのヒアリング [1] 会議録 平成17年7月21日」, 環境省ホームページ, (2023年8月30日取得, <https://www.env.go.jp/>

- council/26\_minamata/y260-03a-1.html).
- 川本輝夫, 久保田好生・阿部浩・平田三佐子・高倉史朗編, 2006, 『水俣病誌』世織書房.
- 木野茂編, 2001, 『新版 環境と人間——公害に学ぶ』東京教学社.
- 木野茂・山中由紀, 2001, 『新・水俣まんだら——チッソ水俣病関西訴訟の患者たち』緑風出版.
- 木野茂, 2008, 「水俣病を原点にした大学授業」原田正純・花田昌宣編著『水俣学講義 [第4集]』日本評論社, 69-106.
- 熊本大学学術資料調査研究推進室, 2006, 「新聞記事見出しによる水俣病関係年表1956-1971」, 熊本大学附属図書館ホームページ, (2023年8月30日取得, <https://www.lib.kumamoto-u.ac.jp/collections/minamata>).
- 水俣病被害者・弁護士全国連絡会議, 1997, 『水俣病裁判——人間の尊厳をかけて』かもがわ出版.
- 水俣市立水俣病資料館, 2023, 『水俣病——その歴史と教訓 2022』.
- 向井良人, 2020, 「『工場廃水に起因するメチル水銀中毒』を名付ける行為についての試論」水俣病研究会『日本におけるメチル水銀中毒事件研究 2020』弦書房, 11-89.
- 大阪市立大学自主講座, 1984, 『なぜ今 水俣病関西訴訟を——原告患者さんに聞く』.
- , 1996, 『押せば芽も出る花も咲く——がんばれ控訴審! チッソ水俣病関西訴訟』.
- 坂本美代子, 2023, 「桜, 嫌いです」『水俣フォーラム NEWS』44: 26-36.
- 坂本輝喜, 1986, 「三十年?! 馬鹿にすんなッ」『思想の科学』415: 112-5.
- 桜井厚, 1995, 「生が語られるとき——ライフヒストリーを読み解くために」中野卓・桜井厚編『ライフヒストリーの社会学』弘文堂, 219-48.
- 桜井厚, 2002, 『インタビューの社会学——ライフストーリーの聞き方』せりか書房.
- 澤宮優, 2017, 『集団就職——高度経済成長を支えた金の卵たち』弦書房.
- 高峰武編, 2013, 『水俣病小史 増補第三版』熊本日日新聞社.
- 田中泰雄, 2005, 「チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決の歴史的意義」, (2023年8月30日取得, [http://www1.odn.ne.jp/~aah07310/news\\_release/tanaka.html](http://www1.odn.ne.jp/~aah07310/news_release/tanaka.html)).
- 富樫貞夫, 2017, 『〈水俣病〉事件の61年——未解明の現実を見すえて』弦書房.
- 津田敏秀, 2014, 『医学者は公害事件で何をしてきたのか』岩波書店.
- 吉見俊哉, 2005, 『万博幻想——戦後政治の呪縛』筑摩書房.

#### 映像資料

- 原一男監督, 2021, 『水俣曼荼羅』キネマ旬報社, 2022, (DVD).
- 土本典昭監督, 1971, 『水俣——患者さんとその世界【完全版】』シグロ, 2006, (DVD).  
(令和6年2月14日受理)

## Formation process of experience for movers from Shiranui coast as Minamata disease victims

Yoshito MUKAI

### Abstract

In the 1950s and 1960s, rural youths who had completed compulsory education en masse found employment in the cities. They worked for low wages and supported Japan's rapid economic growth. Around the same time, people along the coast of Shiranui Sea in Kyushu lost their livelihood due to pollution from Chisso's factory wastewater and the outbreak of Minamata disease. These people also relied on their families, relatives, and acquaintances living in the Kansai or Tokai regions to move. In 1968, the Japanese government officially recognized that Minamata disease was caused pollution by Chisso's factory effluent. A year and a half later, in 1970, the Japan World Exposition, a symbol of economic growth, was held in Osaka City. The same year, in Osaka, the members of the Minamata disease accusation group met people who had moved from the coastal area of Shiranui Sea, triggered by the general meeting of shareholders of Chisso Corporation. Then, people who moved from the coastal area of Shiranui Sea will eventually applied to Kumamoto or Kagoshima prefectures for certification as Minamata disease victims. Around the same time, they formed the association of Minamata disease victims living in Kansai. They subsequently protested against the national government and Kumamoto Prefecture, which did not recognize them as victims, and filed a lawsuit claiming state compensation to the court in Osaka. This paper explores the transition in the awareness of those movers from Shiranui coast in this case, based on interviews and other sources.